三田市告示第211号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市国保医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 11 月 6 日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

以上

公示送達書

令和 8 年 11 月 6 日

兵庫県三田市長　　田村　克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
調定年度	税目	期別等	帳票	納税義務者
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	落合　勉
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	勇海　治樹
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	松田　和樹
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	寺西　伸生
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	西尾　翔海
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	奥野　雅登
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 回	納入通知書	三宅　萌
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	三宅　萌
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 期	督促状	大久保　忍
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	大久保　忍
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 期	督促状	金廣　夏季
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	金廣　夏季
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	古池　勇太
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	ＳＡＴＲＩＯ　ＳＡＨＡＳＲＡＹＡ
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 回	納入通知書	ＤＥＥＰＳＨＩＫＨＡ
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 回	納入通知書	ＨＴＥＴ　ＨＴＥＴ　ＭＹＯ　ＺＡＷ
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	赤本　佳司
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 期	督促状	赤本　佳司
令和 8 年度	国民健康保険税	第 3 期	督促状	赤本　佳司
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 回	納入通知書	盧　沢鵬